



官版

國法汎論

下帙

第六冊

2

7係7
5157
8-7



門保7
號 5/57
卷 8-7

明治六年刊行

イ、カ、ブル
從五位加藤和之譯著

國法汎論

文部省

下帙第六冊

此書首卷及前數卷ハ、一千八百六十四年ニ刊行
セル第三版ヲ以テ譯セシト雖、頃日六十八年
刊行本第四版ヲ得タルニ由リ、本卷以下之ヲ以
テ續譯ス、既譯數卷ノ如キハ、他日餘暇ヲ以テ、補
訂スヘレト云フ、

明治六年五月

譯者誌

國法汎論

卷八上附言

文部省

國法汎論卷之八上目錄
 第一章 司法權之性質及品類
 第二章 司法之通則
 第三章 私法事務之編制

國法汎論卷之八上目錄

司法

- 第一款 司法權，性及品類
- 第二款 司法，通則
- 第三款 私法事務，編制

下帙第六冊



國法汎論卷之八上

瑞士

イカブルンテリ著

加藤弘之譯

司法ビドリ

第一款

司法權ノ性及品類、ウ、ヂ、ン、ド、ヂ、ル、アル、ス、ゲ、リ、テ、ン、デ

司法ノ權ハ、總テ法制ヲ傷害スル者アルニ至リテ、始テ施行スル者ナリ、凡法制ヲ傷害スル者アレハ、則司法權ヲ施行シテ、其傷害ヲ除去シ、以テ法ノ尊嚴ナル所ヲ顯ハスナリ、是故ニ司法ノ權

ハ、以テ國家ノ正義公直ノ旨ヲ保全スル所ノ者ナリ、

司法ノ職掌ハ、分テ二類トス、

〔第一〕法ヲ認知スルヲ、エルクセントニ、（中古ノ語ヲ

以テスレハ、即チ法ヲ覓着スルヲ、（即チ判

定ムルニ、（即チ法ヲ判定スルニ、事ノ判定トハ、

事ノ曲直或ハ其顛末如何ヲ判定シ、且之ニ次テ、其

某法當ル可シト判定スルヲ云フ、

〔第二〕法ヲ施用スルヲ、（即チ法ヲ實地ニ施用シテ、

事ヲ處分シ、是レ即チ真誠ノ司法ナリ、（即チ汎ク司法ト

〔第二〕事ヲ合称スト雖モ、真誠ノ司法ト云フハ、唯此第二事ヲ云フナリ、

元來判定ノ一ハ、必チ國家ノ權ヲ以テ、為スヘキ務

ト云フ可ラス、人々或ハ事ノ法ニ合スルト否ト

ヲ辨識スルノ良知ヲ以テ、此事ヲ為シ得ルアリ、

或ハ法律ニ通曉セル學識ヲ以テ、此事ヲ為シ得

ルアリ、是故ニ此事ハ、他諸般ノ學術ヲ以テ、為シ

得ル事業ト、殆ト相殊ナル所ナリ、○然ルニ若シ真

誠ノ司法ヲモ、此理ニ據テ論シ、而テ私人亦以テ、

司法ノ權ヲ有シ得ヘシト為セハ、是、大ナル謬見

ト云フ可シ、凡、判定ハ、真誠ノ司法ニ先ツテ、施ス

ヘキ預事タルニ過キスト雖モ、真誠ノ司法ハ、必
 法院ノ司ルヘキ務ニシテ、全ク國家ノ權ニ在ル
 者ナリ、是故ニ判定ノ「ハ、或ハ私人ニ委託スル
 「アリト雖モ、司法ノ權ニ至テハ、國家常ニ之ヲ
 掌握セサル可カラス、而テ判定ノ「ヲ私人ニ委
 托スル時ト雖モ、決シテ私人ニ其全權ヲ與フル
 ニアラス、必ス國家ノ權ヲ以テ、之ヲ控制スルナリ、
 私權利若屈害毀傷ヲ受ル「アレハ、之ヲ除去シ、
 以テ私權利ノ安全ヲ追回復舊スルハ、全ク私法
 事務チヒールレヒツプレ「又訴ナリ、此時
訟事務ト譯ス、即聽訟事務ナリ、

ニ於テ、國家ハ唯此法ニ依テ、私人ニ屬セル權利
 ヲ保護シ、以テ損害ヲ受ケサレシムルナリ、而シテ
 國家此目的ヲ達センニハ、一ハ甲人ノ乙人ニ對
 シテ為セル背法ノ私事ヲ除去シ、一ハ甲人ヲレ
 テ、其乙人ニ被ラセタル損失ヲ償ハシムレハ、則チ
 足レリ、即チ之ヲ約言スレハ、總テ屈害ヲ受ケタル
 私權利ヲ追回復舊スルヲ以テ、則チ足レリトスル
 ナリ、
 是故ニ此目的ヲ達センニハ、國家通例唯其權ヲ
 以テ、私人ニ真實ノ法ヲ告示スレハ、則チ足ルナリ、

ハ、乙亦甲ノ權利ヲ退感スルニアラサレハ、決シテ其屈害ヲ免カル、能ハサルナリ、然ルニ若是等ノ事ヲモ、猶總テ私人互相ノ處分ニ任セテ、國家敢テ之ニ關セサルキハ、遂ニ公衆ノ平和親睦、輒ク乖離スルノ恐アリ、是ヲ以テ、今時ハ是等ノ事ヲ決シテ臣民互相ノ處分ニ任スルヲナク、必ス法院ヲシテ、公明ノ心術ニ依リ、良善ノ規律ニ遵テ、兩個私人ノ曲直ヲ判定セシメ、以テ兩個私人ノ私ニ争鬪スルヲカラシムルニ至レリ、是故ニ私法事務ハ、必ス一競主ノ訴訟ニ由テ、始テ施行ス

ル者ナリ、然ルニ、刑法事務ストラフレヒツブレ治罪事務ト記ス、即斷獄事務ト又ハ、私法事務ト相異リ、故ニ壹私人ノ權利ヲ屈害スルノミナラス、尚亦暴惡所行ヲ以テ、國家ノ法制ヲ破リ、其害ヲ生スル者アルニ方リテハ、必ス刑法事務ヲ施スヲ要ス、凡、現存ノ法制ヲ紊亂毀傷スルノ所行モ、或ハ私法ニ關係ナキ能ハス、去此所行ヲ企ツルノ心意方法、併ニ暴惡ニシテ、遂ニ公衆ノ平和ヲ傷害スルニ至レキハ、心々刑法ヲ施サ、ル可ラス、是故ニ刑法ハ、必ス公衆ニ關

セル事ノ為ニ施行スル者ニシテ、則亦公眾法（按）
 國法ヲ云ノ一部分トモ稱ス可シ、緒論ヲ參○是
 故ニ此ノ如キ暴惡所行ヲ為ス者アルニ方リテ
 ハ、其損害ヲ除去シテ、只屈害ヲ受ケタル者ノ權
 利ヲ追回スルノミヲ以テ、足レリト為ス可ラス、
 但レ此ノ如キ暴惡所行ヲ為ス者アルニ方リテ、此
 者ニ償金ヲ命シテ、屈害ヲ受ケタル者ノ損害ヲ
 償ハシムル處分モ、亦必要トナルトナキニハ非
 サレズ、此事ハ唯私法ノ關係ヨリ生スルトナル
 カ故ニ、全ク私法ノ區域ニ屬ス、去レ此ノ如キ徒

ノ償金ノ科ハ、唯罪犯ニ附屬スル者ナルヲ以テ
 罪犯ヲ罪スルニ方リ、刑法官ニ於テ、共ニ此償金
 ヲモ命ス、但、又時宜ニ由テ、罪犯ノ處決ト、償金ノ
 處決トヲ區分シテ、償金ハ、尋常ノ訴訟法官ヨリ
 命スルトアリ、
 刑法ノ本意ハ、刑罰ヲ罪人ニ蒙ラシムルニ在リ、
 凡、國家ノ害ヲ釀成スル罪人アルニ方リテハ、國
 家其正義公直ノ旨ニ由リテ、嚴ニ其罪人ヲ罰シ、
 以テ其威權ヲ保全シ、且、公眾ノ和平安寧ヲ追回
 セサル可ラス、○罪科ト刑罰トハ、必、敵當スルヲ

要ス、若罪刑敵當セサル片ハ、決シテ法制ノ尊嚴ヲ示シ、其紊亂ヲ復スル能ハサルナリ、凡、罪人ヲ懲戒シテ、正善ニ遷ラシメ、且、兼テ預、他人ノ同罪ヲ犯スヲ警戒スルハ、即、刑罰ノ目的ナリト云フ可シ、去、此、事、乃、真ノ眼目トハ云フ可ラス、真ノ眼目ハ、即、本人ノ罪科ヲ罰スルニ在リ、是、蓋、正義公直ノ旨ニ出ル所以ナリ、

○スタリル 獨 生 人 一 千 八 百 零 二 年 カ 著 セル
罪 ス タ リ ツ レ ト レ ニ 按 書 名 即 國 家 ニ 云 暴 惡 ノ 所
行 國 家 ニ 於 テ 罪 即 罪 犯 ナ リ ヲ 爲 セル 者 必 刑

罰ヲ蒙ルハ、即、正義公直ノ旨ニ出ル所以ノ千古不朽ノ法ナリ、故ニ人ノ良知自由ノ力ヲ失フコトナケレハ、皆此理ヲ知ラサルナシ、去、此、罪犯人ニ刑罰ヲ加ヘテ、其苦ミヲ喫セシムル片ハ、則、此、罪犯人ニ由テ、嘗テ妨害ヲ受ケタル國家ノ法制秩序、舊ニ復シテ、其安全ヲ得ルニ至ルハ、何ニ由テ然ルヤ、其理ヲ解スルニ至リテハ、決シテ易事ニアラス、○按 以下 即 上 文 ノ 凡 罪 人 ヲ 刑 罰 ニ 處 ス ル 片 ハ 罪 人 自 其 刑 罰 ノ 道 義 ノ 理 ニ 出 ル 所 以 ヲ 識 得 ス 可 シ 是 ヲ 以 テ 罪 人 ヲ

刑スル片ハ、道義ノ理、益灼然タルニ至ル可シ、
 是故ニ國家ノ刑罰ハ、決シテ報怨ノ旨ニ出ル
 ニアラス、凡報怨ノ旨意ハ、罪人ヲシテ、苦痛ヲ
 喫セシムルニ在リト雖モ、國家ハ決シテ、罪人
 ヲ苦シメンカ為メニ、刑ヲ加フルニ非ス、唯其
 刑ヲ加ヘンカ為メニ、苦痛セシムルナリ、報怨
 ノ為メニ苦痛ヲ與フルハ、其緩劇輕重、只報怨
 スル者ノ隨意ニアリテ、絶テ一定ノ限界アル
 ナシ、然ルニ刑罰ハ、全ク之ニ反シ、必其罪犯ニ
 應シテ、大小輕重ノ差アリ、（按）以上論ナリ、○法

制ハ人ノ善ト惡トヲ問ハス、總テ只其存在ヲ
 保護ス、故ニ國家ハ決シテ暴惡ノ心ヲ罪セス、
 唯他人ノ權利ヲ傷害スル暴惡ノ所業ヲ罪ス
 ルナリ、（按）以上著者ノ論ナリ、
 是ニ由テ之ヲ觀レハ、刑罰ナル者ハ、全ク國法ニ
 屬スル者ナリ、然ルニ古時羅馬及獨乙ニ於テハ、
 罪犯人ヲ罰スルスラ、尚私人ニ縱ルセシカ也、今
 時ハ全ク此私刑ヲ禁シ、刑罰ノ權ハ、舉テ國家ニ
 歸スルニ至レリ、蓋近今法理ノ開明進歩セシ所
 以ナリ、其他權利ヲ傷害ヲ受ケタル者ノ告訴ニ

由テ、始メテ罪犯人ヲ刑スルカ如キモ、亦甚ク刑法ノ理ニ戻ルト云フヘシ、罪犯人ヲ追捕刑罰スルハ、最モ國家ノ公事ナリ、故ニ必ク國家自ラ此務ヲ掌ラサル可カラス、○古時日耳曼ノ法ハ、私ニ仇怨ヲ報シ、及ヒ私ニ争鬪ヲ生スルヲ許セシカ氏、其後佛朗哥王國開明ヲ得ルニ至リテハ、公衆ノ和平ヲ傷ハサランカ為メニ、必ク私訴（按）害ヲ受タル者ヨリ、其旨ヲ法院ニ告訴（按）テ、罪犯人ヲ罰センコトヲ請フヲ為ス（按）通則トナセリ、英國ノ刑法ニハ、令時尚此意ノ存スル所アリ、然ルニ歐洲大地各國ノ如キハ、既ニ

數百年前ニ於テ、罪犯者ハ官必ス之ヲ追捕スルノ法立チ、（按）スタール官、此事ヲ掌ルナリ、爾來漸々通則トナルニ至レリ、蓋此法ノ起ルヤ、其始ハ教會ノ力ニ由レル者ニシテ、更ニ前法（按）私訴ヲ為ニ優レル良法ナリ、而テ其審理ノ法ハ、或ハ、インクイレチオンス、ヘルハローレン（按）司法士獨リ審理ヲ用ヒ、或ハアインカラードヘルハローレン（按）司法士ノ事ニ加ハルノ法ナリ、（按）審理ヲ用ス、○但、又時アリテ、自ラ法外ノ處分ヲモ許サハル可ラス、例ヘハ傷婚夫他ニ犯ス、（按）夫アル婦、或ハ婦アル夫、（按）所業ヲ為スヲ云フ、ノ事アル

ニ方リテハ、夫婦ノ倫ヲ重スルヨリ、法外ノ處分
 ヲ許シ、〔按〕例ヘハ夫姦婦ヲ殺傷スルハ、私
 以テ之ヲ刑或ハ他人ノ體面ヲ毀損スル等ノ所
 行ハ、國家ニ取リテハ、甚々小事ト雖モ、毀損セラレ
 レ當人ノ身上ニ在リテハ、頗ル大事ナルヲ以テ、
 復法外ノ處分ヲ許シ、〔按〕例ヘハ人吾レ亦其ノ拳
 毆スルモ決シ其他スターツアーシワルト、若政
 令上ノ利害ヲ視察シテ、故ニ其告訴ノ特權ヲ施
 行セサル時ノ如キ、〔按〕犯人ヲ逮捕告訴スルハ、
 之權ヲ有スル官ナリ、然ルニ若一罪人アルハ、
 之ヲ逮捕告訴スルハ、恐クハ政令上ニ害アル

為サ思ヒ、其逮捕告訴ヲ亦法外ノ處分ヲ許ス、〔按〕害
 ヲケタル者、私ニ罪犯人、〔按〕或ハ甚々重
 私法事務ト刑法事務トハ、自ラ相離レタルヲナ
 ルヲ以テ、之ヲ司ル所ノ官吏モ亦相區分セル國
 多シ、實ニ此二個ノ事務ハ、全ク相殊ナルヲ以テ、
 之ヲ司ル所ノ官吏亦別個ノ才識ヲ備ヘサル可
 ラス、例ヘハ訴訟法士〔按〕即私法事務ノ官ナリ、タル者ハ、私人
 互相ノ交際ニ於テ、甚々錯雜紛亂セル事モ、機敏ノ
 才ヲ以テ、容易ニ辯解シ、至當ニ處決スルヲ得ル
 ノ天稟ヲ具ヘサル可カラズ、然ルニ刑法士タル

者ハ、罪犯人ノ心思ヲ洞觀シテ、殊ニ罪犯ノ意ヲ
 究察シ、及其罪狀ノ大小輕重ヲ判別スルノ才識
 ヲ備ヘサル可ラス、○私法事務ニ於テハ、兩造
 ハ、（按）原告被告自己ノ事ヲ為スヲ以テ、憲法
 許ス所ノ区域内ニ於テ、自由ニ進退スル者ナリ、
 是故ニ其法士タル者ハ、必ス公平睿明ノ心ヲ以テ、
 兩造ノ事ヲ判定セサル可ラス、然ルニ刑法ノ事
 務ハ、既ニ罪犯人ヲ為ニ傷害セラルタル正義公
 直ノ旨ヲ保護スル之ヲ追回スルヲ甚緊要ナル
 カ故ニ、法士及判定者（按）ハ、實ニ強盛ナル

精神カヲ以テ、審理判定セサル可ラス、

第二款

司法ノ通則、（按）トマインザール、（按）グ
 レヒツプ

第一 國憲ニ於テ、法院ヲ政府ヨリ岐分シ以テ別
 個ノ者トナスハ、近今ノ要則ニシテ、各國大抵此
 法ヲ用フ、（按）卷之五第二款、及卷之六、但シ法院ト政
 府トヲ以テ、全ク離分シ、絶ヘテ關係ナキ者トス
 ルハ、甚不可ナリ、何者、國家元首ナル者ハ、諸權柄
 ノ由テ發スル所ノ中心ナルヲ以テ、司法權モ亦

形貌ニ於テハ、必、此中心ヨリ發出スレバナリ、故
 ニ法院ハ、政府ヨリ岐分セル者ト為ス可シ、決シ
 テ全ク離分セル者ト為ス可ラス、○法院ハ政府
 ヨリ岐分セシ者ナル故ニ、實事ニ於テハ、必、獨立
 不羈ニシテ、其司法ノ務メニ於テハ、敢テ政府ノ
 指令ニ從フヲ要セス、○凡、國家ノ正義公直ヲ保
 護スルハ、全ク法士ノ要職須務ニシテ、彼ノ利便
 ヲ謀リ、有用ヲ濟スカ如キハ、決シテ其職掌ニア
 ラス、故ニ法士タル者ハ、已ムヲ得サルノ事情、及
 屢變易スル衆論等ニ著眼スルコトナク、現ニ確定

セル憲法ヲ、其職務ノ規矩トシテ、一向之ヲ遵奉
 スルニアラサレハ、決シテ能ク其職ヲ盡スト云
 フ可ラス、凡、法士タル者ハ、自己ノ椅前ニ出ル者
 ヲ、貧富強弱等ニ由テ、愛憎好惡スルトナク、偏ニ
 公明正大ノ心ヲ以テ、其曲直邪正ヲ裁判スルヲ
 要ス、然リ而シテ縱令ヒ政府ノ權ト雖ヒ、敢テ此
 裁判ニ容喙スル能ハサルナリ、
 ○葡萄牙ノ國憲第百十八章ニ云、「司法權柄ハ、
 獨立不羈ナリ、又其第百二十二章ニ云、「法士ハ、
 罪犯ニ由テ、判定ヲ受ルニアラサレハ、決シテ

其職ヲ失フコトナカル可シト、○普魯士ノ國憲
 第八十六章ニ云、法士ハ國君ノ名號ヲ以テ、同
 法權柄ヲ掌握ス、但、法士ハ、唯憲法ヲ遵奉スル
 ノミ、決シテ他ノ指令ヲ仰ク者ニアラス、又其
 八十七章ニ云、法士ハ、國君ノ命ニ由テ、終生間
 授任セラレ、故ニ憲法載定スル所ノ事故ニ由
 テ、裁判ヲ受クル時ニテ、其職ヲ行ハ、決シテ其職
 ヲ放タレ、或ハ一時其務ヲ停止シテ、出下
 スカル可シト、ハ、其職ヲ盡シ、其
 上ノ理ヨリ生レタル規律、左ノ數條ニ舉ルカ、如

〔甲〕何人ニ論ナク、若シ自己ノ權利ヲ傷害セラレ
 タリト思惟スルハ、於テハ、官ニ請願シテ、之ヲ
 追回シ得ルノ權アリ、國家民人ノ為メニ、其私權
 利ヲ保護スルハ、決シテ偏頗アル可ラス、縱令微
 賤ノ民、及外國人ト雖、國家必、亦其權利ヲ保護
 ス可シ、太古ノ世ニ於テハ、外國人ハ、絶テ權利ヲ
 有セサル者トシテ、國家之レカ保護ヲ為サ、ル
 ノ法ヲ用ヒ、又中古獨乙ニ於テハ、傷和罪
 騷乱ヲ醸ス罪ヲ云ス、ヲ犯ス者アルハ、必、全ク

五相交關スルヲ貴フノ風アリシカ故ニ判定ヲ
 受ルノ規律モ更ニ綿密ニシテ各人必ス其顯伴ノ
 判定ヲ受クルノ法ヲ立テタリ故ニ古時ノ獨乙國
 法院ゲリヒトニ於テハヒュルストナリ候爵ハ必ス他
ノヒュルストノ判定ヲ受ケレヘン如キ者ノ
 事件ニ付テハハサル有封土ヲ受ハ必ス他ノハ
ハサルノ判定ヲ受ケ并ニ一種ノニ隨屬
 七サル徒ニ至テモ亦其顯伴ノ判定ヲ受ケタリ
 其他平民ハ唯其居住スル都市ノ裁判局ニ於テ
 判定ヲ受ケ又侯伯ニ屬セル農民ハホフヘリゲ

スラ尚通例ハ唯其君家ノ裁判局ニ於テ判定ヲ
 受ケタリキ○然ルニ今時ハ品位ニ由テ此ノ如
 キ區別ヲ為ストヲ廢止セシカ故ニ刑法及私法
 ニ於テ萬民ノ權利總テ皆同一トナリ且皆同一
 ノ法院ニ於テ判定スルトナレリ凡此ノ如キ
 變革アリシハ全ク萬民皆同一ノ權利ヲ貴重ス
 ル者ニシテ實ニ近今法理ノ大ニ開明セシ所以
 ナリ是故ニ國民ノ品位ヲ論セス皆同一ノ法院
 ニ於テ判定スルノ規律ハ實ニ常法トシテ遵守
 セサル可ラス但今世ハ唯漫ニ此常法ヲ遵守ス

ルヲ貴テ、決シテ此常法外ノ規律ノ緊要ナル所
 以アルヲ知ラス、凡、世間ノ諸事件、諸職業ノ中ニ
 於テハ、儘尋常一樣ノ理ヲ以テ、論ス可ラサル者
 アリ、而シテ是等ノ一ヨリ事ノ生スル一アルニ
 至リテ、其曲直邪正ヲ判定スルハ、亦唯是等ノ事
 ニ能ク練磨セル者ニアラサレハ、決シテ能ハサ
 ルナリ、故ニ法院ノ編制ニ就テハ、決シテ此理ヲ
 忘失ス可ラス、而シテ近今各國共ニ能ク此ノ如
 キ事ニ就テ、判定スル所ノ法院ヲカシテ可ラサル
 所以ヲ悟リタレハ、必宜シク別種ノ法院ヲ設立

シテ、此ノ如キ別種ノ事ヲ判定セシム可キ、但、別
 種ノ法院ヲ設置スルカ為メニ、彼ノ萬民皆同一
 ノ法院ニ於テ、判定スルノ常法、及、萬民皆同一ノ
 法ヲ以テ、判定スルノ規律ヲ傷ツカ如キ弊害ヲ
 生ス可ラス、今上文ニ於テ、尋常一樣ノ理ヲ以テ
 論ス可ラサル者アリト云ヒシハ、即、殊ニ工商諸
 業ノ關係ヨリ生スル事件等ヲ指スナリ、但、縱令、
 是等ノ事件ト雖、決シテ悉皆尋常ノ理ヲ以テ、
 論ス可ラストハ、為ス可ラス、

○荷蘭ノ國憲第百五十章ニ云、何人ニ論ナク、

其當然審理ヲ受クヘキ法士ノ審理ヲ受クル
ヲ妨ケラル、（按）一人審理ヲ受クル
スヘキ法士ヲ閣キ他ノ法士ヲシ
テ之ヲ審理セシムルヲナキヲ云

〔丙〕前章ニ論スルカ如キ理アルカ故ニ、乃チ非常

法院（臨時ニ設置スル法院ヲ云、）ノ設置ヲ禁ス

ルノ理、茲ニ於テカ生ス、抑非常法院トハ何ソヤ、

即チ預メ司法ノ制度（ユスチス、）ニ載定セシテ、

時ニ臨ミ時ニ設置スル所ノ法院ヲ云フナリ、故

ニ軍隊ノ為メニ設置スル所ノ尋常ノ軍陣法院、

テゲル、（ゲリ、）及ヒミニステル等ノ罪科ヲ裁

判スルヲ掌ルヘキ國事法院等ノ如キ者ヲ、指目

スルニハアラス、但、此等ノ法院モ亦唯一種ノ人

品ノ為メニ設ケ、且臨時ニ其用ヲ為ス者ナルハ、

固ヨリ論ナシト雖、必、預メ法制ニ於テ確定スル

者ナルヲ以テ、其理ハ平常設置スル所ノ法院ト

相異ナル所アラサルナリ、○然ルニ常立法院ノ

外ニ、之ニ代ハル所ノ一種ノ非常法院ヲ設ケ、以

テ常立法院ノ當然掌ルヘキ務メヲ取テ、此非常

法院ニ托スルカ如キハ、全ク禁止セサル可ラス、

但、唯實ニ已ムヲ得サル時ニ於テ、此規律ニ

戻レル處置ヲ許ス可シ、乃チ已ムヲ得サル時ト
 ハ、例ヘハ、第一ニハ、常立法院大ニ嫌忌ヲ受ケテ、
 實ニ司法ノ務ノヲ盡ス能ハサルニ至レル時、若
 クハ常立ノ數法院ニ於テ、審問セル數事ヲ、更ニ
 一法院ニ統合シテ、再ヒ審問スルヲ必要トナル
 時ヲ云ヒ、又第二ニハ、國家ニ非常ノ事起リテ、尋
 常ノ司法ヲ施ス能ハサルニ至リ、加之、嚴猛ノ威
 ヲ以テ、神速ニ裁判ヲ施スニアラサレハ、決シテ
 國家全體ノ法制ヲ保護スルニ足ラサル時ヲ云
 フナリ、○右第一ノ場合ニ於テハ、臨時ニ設置セ

ル非常法院ノ職掌權利、及裁判ノ規律共ニ、全ク
 常立法院ニ同シカル可ク、且、非常ト云ヘル稱ハ、
 唯外貌上ノミニシテ、其實ハ全ク常立法院ニ異
 ナルヲナク、且、非常法院ヲシテ、全ク司法規律ヲ
 遵守シテ、決シテ嚴猛ノ威力ヲ施サ、ラシムル
 ニ足ルヘキ法アルヲ要ス、然ルニ第二ノ場合ニ
 於テハ、大ニ常規律ニ戻レル處置ヲ以テ緊要ト
 ナス、凡ソ戦争、或ハ叛亂アル時ニ於テハ、スタン
 ドレヒト〔按〕國家危難ノ時ニ於テ用
 フル、嚴猛ノ裁判法ヲ云、テ用ヲ告示シテ、
 之ヲ用フルニアラサレハ、決シテ國家ノ危難ヲ

救フニ足ラス、故ニ此ノ如キ時ニ於テハ、故ニ臨
 時ニ設置セル軍陣法院、及其他ノ非常法院ニ、嚴
 猛ノ威カヲ附托シテ、平日ハ決シテ罪スルニ抵
 ラサル所業ト雖モ、其時ニ方テ、妨害トナル可キ
 者ハ、悉ク之ヲ罪シ、或ハ平常ヨリ更ニ嚴刻ナル
 刑法ヲ施用セシム可シ、且、平常ノ裁判ニ於テハ、
 大ニ法士ノ粗漏ヲ防キ、且、對手〔按〕罪犯ヲ告訴セ
 ラ保護シテ、之ヲシテ冤罪ヲ受ケサラシメンカ
 為ニ設ケタル、數種ノ規律アリト雖モ、此非常法
 院ニ於テハ、之ヲ廢止シ、而シテ務メテ審問判定

ノ迅速ナルヲ要スルモ、決シテ妨ケナシトス、○
 但、此非常法ヲ許スヤ、唯實ニ國家ノ危難アル時
 及、其未タ鎮定セサル時ニ限ル可シ、決シテ其他
 ノ時ニ於テ、之ヲ用フルヲ許サス、且、縱令此ノ如
 キ時ト雖モ、是ニ由テ、決シテ國家ノ正義公直ノ
 本旨ヲ害スルヲ許サス、是故ニ左ニ舉ル所ノ數
 件ハ、必ス之ヲ確守セサル可ラス、即チ第一ニハ、將
 ニ罪セントスル人ヲシテ、敢テ自ラ防護スルヲ
 得セシムル下、〔按〕冤罪ヲ辨解云、第二ニハ、之ヲ判定
 スルニ、判定ノ本意ヲ失ヒ、遂ニ國家ノ意思ヲ述

告スルカ如キニ至ラサルヲ、即司法ノ規律ヲ確
 守スルヲ、〔按〕判定ハ偏ニ憲法ニ依テ施スヘキ者
 如ク云フナリ、及、第三ニハ、罪ノ疑ハシク未タ
 其確證ヲ得サル者ハ、決シテ罪ス可ラサルヲ等
 ナリ、

〔第二〕古時ハ総テ公衆ニ係レル事ヲ公然ニ處分
 スルヲ、今時ニ比スルニ、〔カ〕卓越シタレハ、當時
 司法ノ務メヲ掌ルヲノ公然ナリシモ、敢テ異ム
 ニ足ラス、既ニ羅馬ノ法士ハ、寛平ナル市街ニ於
 テ、高座ヲ占メ、審理ノ事ヲ掌リ、又獨乙ノ法士ハ、

菩提樹及橡樹ノ下ニ露坐シテ、獄訟ヲ掌リ、而シ

テ唯晝間ノ之ニ從事シタリキ、其他又ビツン

ツ國〔按〕東羅馬帝ノバシリケン〔按〕法院ノ名稱、モ亦嘗テ

其官署ヲ鎖閉スルヲナカリキ、

然ルニ第十五世期、及第十六世期ノ頃ニ至リ、始

テ法院ノ官署ヲ鎖閉シテ、隱密ニ審理ヲ施スノ

風起リ、漸ク各國ニ蔓延セリ、蓋此風起ルノ因由、

數種アリト雖モ、就中第一ニハ、教會ニ於テ、教旨

ヲ信セサル徒ヲ懲戒スル嚴法ニ倣ヒ、查問ノ時

ニ方リテ、罪人ノ心思ヲ究鞠スルニ、例ヘハ猛獸

其潛伏セル巖洞ニ索メテ、竊ニ之ヲ捕獲スル
 カ如キ詐術ヲ用ヒシニ由リ、第二ニハ、羅馬ノ法
 學ヲ取リシヨリ、殊ニ私法事務ニ於テハ、專ラ實
 況ニ著眼スルヲナク、唯書籍上ノ學習ニ勉勵ス
 ルヲ主トスルノ風習ヲ生セシニ由リ、第三ニハ、
 國民ノ國事ニ関スルヲ權大ニ衰殘セシニ由リ、
 第四ニハ、時勢君主專權ノ政、漸ク行ハレシニ由
 テ、今ノ勢ニ至レリ、然ルニ輓近ニ至リ、各國皆司法ノ公然ヲ復舊ス
 ルトナレリ、去氏既ニ古時ノ公然法ヲ視テ、其

利弊ノアル所ヲ窮メシカ故ニ、只古時ノ如ク、漫
 ニ公然ヲ要ムルニアラス、必、條理ニ由テ之ヲ索
 ノタリ、○司法ノ務メハ、實ニ公然法ノ光線ヲ得
 ルニアラサレハ、決シテ生長スル能ハス、（按）此言ノ
 以テ且、又決シテ公衆ノ信ヲ取ル能ハス、○凡、人
 ノ心思、及、冥々不死ノ精神ヲ究追スルカ如キハ、
 決シテ國家ノ掌ルヘキ所ニアラス、精神動テ外
 貌ニ發シ、惡所業トナリ、以テ國家ノ法制ヲ傷害
 スルニ至リテ、始メテ國家ノ當ニ關スヘキ者ト
 ナルナリ、是故ニ國家ハ、敢テ精神ノ秘蘊ヲ究追

スルノ權ヲ有セス、人ノ精神ニ就テ審判スル者ハ、獨、天神ノ、唯精神動イテ外貌ノ所業トナルニ至リ、始テ國家憲法ノ區域ニ屬スルナリ、

○荷蘭ノ國憲第百五十五章ニ云、法院ノ事務ハ、宜シク公然ナル可シ、但、若、公然ニナスキハ、之ニ由テ、公衆ノ秩序禮義ヲ害スルノ恐レアルキニ於テ、已ムヲ得ス、法院ノ館舎ヲ鎖閉スルカ如キハ、必、憲法ニ從テ、之ヲ定決ス可シト、但、公然ト云フコトニ數意アリ、就中兩造及、罪狀ヲ告訴セラレタル者ニ對シ、司法ノ公然ニシテ、敢

テ隱秘スルコトナキハ、殊ニ緊須ナルコトナリ、私法事務ニ於テハ、兩造互ニ訴訟ノ情由、其答辭ノ旨趣、及其證左ノ事由等ヲ、十分ニ究追詳悉シ、而テ又自己ノ所業ニ於テ、過失ナキノ確證アレハ、則、公然之ヲ法士ニ對シ、演述スルモ自由ナル可ク、并ニ其事ニ就テ、法院ノ裁判如何、及、之ヲ裁判スル所以ノ原由如何ヲ、聴取スルヲ得ルノ權利ヲ有ス、又刑法事務ニ於テハ、罪狀ヲ告訴セラレタル者ト雖モ、尚此權利ヲ有スルコト當然ナリ、凡、是等ノ公然ヲ障碍スル處分ハ、即、人ノ正義公直ヲ

リテ、公衆ノ利害ニ關係アルコト少ケレハナリ、是故ニ私法事務ニ於テ公然ノ法、若シ兩造ノ利トナラス、却テ害トナル歟、若クハ此法ヲ用フルカ為メニ、却テ禮儀亂ル、ノ恐レアルキハ、必ズ法外ノ處分ヲ為サ、ル可ラス、〔按〕即チ公然ノ法ヲ用ヒス、人ヲシテ聽聞スルヲ得ルナリ、加之、刑法事務ニ於テスラ、尚公衆ノ聽聞ヲ許スノ法ヲ以テ、決シテ動カス可ラサル嚴法トハ為ス可ラス、唯容易ニ此法ヲ動カシテ、敢テ公衆ノ聽聞ヲ禁セサルノミ、○公然ノ法ヲ用フルカ為メ、時アリテハ、罪過ヲ告訴セラレタル

者ノ黨與、或ハ妄リニ其罪過有無ノ證左ヲ論レテ、之ヲ抗辯スルニ至ルカ如キ弊害アリ、此事大ニ正義公直ノ旨ヲ傷害シ、判定官ヲ輕蔑シ、及刑法ノ威權ヲ侮慢スルノ所行ト云フ可シ、去レテ此弊害ハ、決シテ司法ノ公然法アルヨリシテ生スルニアラス、法士ノ膽力脆弱ニシテ、且自ラ其職掌權利ノ尊重ナル所以ヲ悟ラサルカ為メ、遂ニ此輕侮ヲ來タスナリ、然ルニ儘又司法ノ商議ラグリフシツダニ至リテ、毫モ隱秘セサルノ法ヲ立テレ國アレド、此法却テ

者ト、直ニ相接セサルカ故ニ、其情實、多クハ文墨ノ間ニ隱晦シテ、殆、相通セサルニ至ル、是ニ於テ、兩造若クハ罪狀ヲ告訴セラレタル者、暗ニ想フ、法士實ニ我カ供述セシ意ヲ能ク了解シタルヤ、取ヲ知ラサル狡猾ノ徒、其間ニ在リ、夫カ為ニ法士或ハ欺罔セララル、ナキヤ、或ハ實ニ其職掌ヲ盡スヤ否ト、是ニ於テ、大ニ疑團ヲ生スルヲアリ、法士屢、公衆ノ信ヲ失フヲアルハ、蓋、是等ニ由テナリ、○其他法士動モスレハ、其文書ニ法科ノ言辭ヲ用ヒテ、巧ニ舞文辯論シ、以テ其學識ヲ

誇ルヲアルカ故ニ、兩造若クハ罪狀ヲ告訴セラレタル者ハ、却テ其事理ヲ了解スル能ハサルノ弊害アリ、是ニ於テ、法ニ関スルヲ會得ンテ、能ク之ヲ遵奉スル者ハ、獨、博識ノ學士ノミナルニ至レリ、但、審理ノ歸結、按、即、判定ヲ云、及、費用簿、按、審理ノ冊ヲ費用ノ簿ノ如キハ、記スルニ平常ノ言辭ヲ以テスルカ故ニ、兩造及、罪狀ヲ告訴セラレタル者モ、通例解シ得可シト雖、其他總テ審理ノ事、及ヒ判定ノ由テ出ル所以ノ理ノ如キニ至リテハ、縦令、詳細ノ文書ヲ與ヘテ、看讀セシムル氏、此輩

決シテ辨解スル能ハス、譬ハ、唯審理ノ歸結及
 費用ノ一ノ、兩造及、罪狀ヲ告訴セラレタル者
 ノ宜シク知ルヘキ者ニシテ、其他總テ審理ノ一、
 及、判定ノ由テ出ル所以ノ理ニ至リテハ、絶、テ
 兩造等ニ關係ナク、空クアーンワルト、按兩造等
 辯論スル及、法士ノ學習上ニ係レルノ如シ、勢
 者ヲ云、此ノ如クナル片ニ至リテハ、總テ法制ニ属セ
 ル一ハ、全ク學者ノ関スル所ニシテ、一般民人ノ
 為ニハ、無用ノ者タルカ如ク然リ、○熟、今古ヲ歷
 覽スルニ、方今文明開化進ニシテ、以來、法學ノ術々

ル、古時ノ簡易ナル如キ能ハサルカ故ニ、民人一
 般之ニ通曉スルヲ得サルヨリ、自ラ上文ノ如キ
 形勢ニ至レリ、抑、方今ノ勢ハ、先、積年ノ學習練磨
 ヲ經ルニ非サレハ、決シテ法學ニ通曉スル能ハ
 ス、又實ニ法學ニ通曉セル法士ニ非サレハ、決シ
 テ法學ヲ實地ニ用フル能ハス、故ニ未タ曾テ法
 學ニ從事セサル者ハ、絶テ法ヲ論スル能ハサル
 ハ、固ヨリ當ニ然ル可シ、然リト雖、斯ク法學ヲ
 練磨セシ法士タル者ハ、能ク不學無智ノ徒ニ論
 シテ、審理ノ次第、及、判定ノ理等ヲ、詳ニ了解セシ

ムルノ方法ヲ用フルヲ、最モ緊要ナリ、而テ此方
法ヲ撰ハント欲セハ、口述ヲ以テ審理スルノ法
ヲ用フルニ如クナシ、蓋口述ノ法ハ、法士ト西造
等トノ際、相近ウシテ、其情實意ノ如ク貫徹スレ
ハナリ、是故ニ口述ノ法ハ、實ニ審理ノ良法ト云
フ可クシテ、諸種ノ法院ニ通シテ、適應スル所ノ
要則ナリ、去ル全ク之ニ偏倚スルハ、甚可ナラス、
何者、時アリテハ、筆述ノ法、却テ口述ノ失ヲ補フ
ノ利アレハナリ、凡筆記セルヲハ、口述ニ比スレ
ハ、更ニ確實ナルカ故ニ、口述ヲ以テスル片ハ、或

ハ粗漏ニ聽過シ、又ハ容易ニ忘失スルコアルモ、
若筆記ヲ以テスル片ハ、之ヲ讀ムト自ラ丁寧ナ
ルカ故ニ、其事理ヲ確切ニ了悟シ得可ク、又辨論
者モ、口述ヲ以テスレハ、其辭氣ノ間、或ハ粗言謬
語等アルヲ免レスト雖、筆記ヲ以テスル片ハ、
必、熟慮シテ敷陳スルカ故ニ、其事理自ラ確切著
實トナルノ益アリ、○方今人世諸般ノ事、頗ル精
密ニ陟レル世ニ在リテハ、筆述書記ノヲハ、辨駁
論說ニ於テ、實ニ緊要ナル者ナレハ、若司法ニ於
テ、全ク之ヲ廢セント欲セハ、其害殆少ナカラサル

可、是故ニ時アリ、筆述ノ法緊要ナル時ニ於テ
 ハ、常法外ノ處置ヲ以テ、之ヲ併用セサル可ラス、
 例ヘハ訴訟及治罪ノ事ニ於テ、若シ爭論ノ決シ難
 キニ遇ヒ、互ヒニ綿密ニ辯論スルヲ要スル時ノ
 如シ、

〔第四〕又法院判定ヲナスニ方リ、其判定セシ所以
 ノ理趣ヲモ、兼テ告示スルノ法ハ、近今各國ノ國
 憲上定ムル所ニシテ、實ニ近今法理頗ル開明セ
 ル世ニ適應スル者ト云フ可シ、蓋此法ノ利タル
 ヤ、法院ヲシテ正義公直ノ旨ヲ務ムル所以ヲ、自

己ニ對シ、并ニ兩造等ニ對シ、及ヒ一般國民ニ對
 シテ、明カニ保證セシムルニ足リ、併セテ專恣妄
 行ヲ為サ、ラシムルニ足ルナリ、

第三款 民法事務ノ編制、オルガニサチチオ
 ン、デル、チヒール

〔第一〕所謂和約ノ司法ト譯ス、即聽訟事務ヲ云、

ノ合約ヲ保證ト、爭訟ノ司法ト譯ス、即聽訟事務ヲ云、
 ノ私人互相ノ爭訟ニ就テ、トヲ以テ、方今既ニ全
 法院ノ判定スル事務ヲ云、トヲ以テ、方今既ニ全
 ク離分セル國アリ、或ハ仍全ク相合セル國アリ

テ、其制一様ナラス、凡、司法ノ本務ハ、決シテ私人
 互相ノ法ヲ制シテ、其權利ヲ定ムル為メニアラ
 ス、唯毀損セラレタル權利ヲ追回復舊スルニ在
 リ、是故ニ私人相合約シテ、互相ノ權利ヲ設定ス
 ルカ如キハ、全ク兩個私人ノ權ニ在リテ、決シテ
 法院ノ當然關スヘキ所ニアラス、元來法院ノ事
 務ニ屬セサルヲハ、決シテ法院ニ委託セサルヲ
 良善トス、○但、例ヘハ土地田園ノ賣買典當等ニ
 係レル合約ニ於テ、公ノ監守及ヒ保護ヲ要スル
 歟、若クハ兌換、或ハ約定書類ニ於テ、公ノ保證ヲ

要スルカ如キ、總テ唯外貌上ニ於テ、法院ノ相関
 スルヲ緊要タル時ハ、法士ヲシテ是等保證ノ事
 ヲ掌ラシムルヨリハ、寧ロ別ニ是等ノヲ專掌
 スヘキ者ヲ任スルヲ、更ニ良好利便ナリトス、而
 テ此職務ヲ托シタル者ハ、決シテ職權ヲ與ヘテ、
 真ノ官吏ト為ス可ラス、唯私人ノ交際上ニ於テ、
 保證ノヲ掌ル者ト為スヲ要ス、彼ノノタール
 及、メクレルノ職ノ如キ、即チ是ナリ、但良善ナル
 法制ノ安全ナラシムルヲ欲スルカ為メ、是等ノ徒、實
 ニ能ク其職ヲ盡スマヤ否ヲ監視スルハ、全ク法院

ノ職掌ニ属スト雖モ、此事ハ甚々罕レニアルノミ、
 ○然ルニ私人互相ノ權利、實ニ其當ヲ得タリヤ
 否ヲ考察シ、而テ若シ當ヲ得サルヲアレハ是ニ
 由テ遂ニ現立ノ法制ニ障害アルヲ以テ、預メ防
 備シ、及ヒ他日ノ争端ヲ未萌ニ消スル等ノ事、緊
 要ナルカ為ニ、法院ナル者、私人互相ノ和約ニ關
 スル時ニ於テハ、其事務ノ情狀、殆ト争訟ノ事務
 ニ相近シ、是ヲ以テ此ノ如キ事務ハ、必、法院ノ兼
 掌スル所ト為スハシ、蓋、此ノ如キ事務ハ、全ク權
 利ヲ確定スルカ為ニ施ス者ナレハナリ、例ハハ

ライブツフトノ契約、按寡婦其夫ノ所有ノ數分
 ヲ得テ終生間受有スルノ
 約及ヒデーコムニスノ定立、按私人ノ所有物中
 就テ、子孫相傳シ
 テ、他ニ賣買授与ス可ラサ等ニ就テ、其可否ヲ考
 ル部分ヲ定立スルヲ云、
 察シ、及ヒ許可スルヲ云フナリ、
 〔第二〕私法事務ハ、争訟ヲ生シタル兩造按原告被
 告ノ二人
 云、ノ請願ニ由テ、全ク兩造ノ為ニ施ス者ナルヲ
 以テ、私判ノ法ス、レ一ツツガリヒト、按法院ニ告訴セ
 テ、私判ノ法ス、兩造互ヒニ相議シテ、共ニ一人
 定ヲ撰ヒ、以テ其判ヲ用ユルモ、固ヨリ當然ニシテ、
 決シテ妨ケナシトス、國家ナル者ハ、私人ノ際ニ
 生セル争論ノ判定ヲ願欲スルノ理ハ、絶ヘテア

ル可ラス、若、兩造ノ際ニ生シタル爭論、國家ノ判
 定ヲ俟タスニテ、私ニ止息スルコトアレハ、却テ國
 家ノ為メ、利トスル所ナリ、是故ニ法院タル者、私
 判者ヒテ、リ、リノ判定ヲ妒忌シテ、自ラ此事務ヲ
 執ラント欲スルノ理モ、亦決シテアル可ラス、加
 之、法院ハ、私判者ノ判定ヲ幫助スルヲ良好トス、
 但、私判ノ法ニ於テ、曲トナレル者、若、其判定ニ服
 セサルコトアルハ、官吏ナラサル私判者ハ、強テ
 曲者ヲシテ、其判定ニ服セシムルノ權ナシ、是故
 ニ此ノ如キ時ニ於テハ、直ヲ得タル者ハ、必、常法

院ニ、其保護ヲ請願セサル可ラス、何者、真ニ司法
 ノ權ヲ有スル者ハ、獨リ常法院ノミナレハナリ、
 ○但、縱令、勢、此ノ如クナルコト雖モ、私判ヲ以テ、
 全ク無益ト為ス可ラス、凡、兩造ナル者、判定ノ權
 ヲ以テ、實ニ此私判者ニ委託セシキニ、私判ノ法
 宜シキヲ得、其判定ノ體裁明白ニシテ、且、其事理
 決シテ一般ノ信ヲ失フコトナケレハ、常法院ハ、必、
 此判者ヲ保護シテ、其判定ヲ遂ケシム可シ、決シ
 テ従前ノ處分ヲ全廢シテ、更ニ改判セシム可ラ
 ス、

〔第三〕私判ヲ許スノ制度ト相類スル者ハ、即チ解勸
 法スフリヒト、ヲ施スノ制度ナリ、解勸法トハ、通
 例未ダ審理ヲ施サ、ルニ方リテ、先、兩造ノ中間ニ
 入リテ、其解勸ヲ施スヲ云フナリ、其制度宜シキ
 フ得ルキハ、民人ノ為ニ頗ル仁善ノ功アリ、彼瘦
 瘠クセル解勸マラゲレルハ、肥大ナル審理ハシテ
 之ニ優レリト云ヘル諺ハ、真ニ確言ト云フ可
 シ、凡、何人ニ論ナク、其當然ノ權利ハ、縱令、些少ノ
 部分タリテ、失墜シテ可ナルノ理ナキハ、固ヨリ
 辨ヲ俟タズ、去レテ國家タル者、臣民互相ノ爭論ニ

就テ、力ノ及フ限リハ、解勸シテ互ヒニ和熟セシ
 メン、トヲ務ムルノ權ヲ握ルモ、亦決シテ不可ト
 ス可ラス、但、若、之ニ由テ或ハ臣民ノ權利ヲ害ス
 ルカ如キトアルハ、甚、不可ナレハ、宜シク謹テ處
 置セサル可ラス、○若、解勸ニ由テ、幸ニ和熟整フ
 ンアルキハ、其功績或ハ廣博ナル學識ヲ以テ施
 セル審理ノ功績ト、全ク相合セサルトナキニシ
 モアラサレバ、去レテ決シテ臣民ノ權利ヲ害スル
 不條理ノ處分トナルノ恐レアラズ、其他兩造若
 シ真ノ審理ヲ受ルキハ、各、苦慮ヲ生スル少ナカラ

ス、動モスレバ互ヒニ不快ノ情ヲ含ムニ至リ、且、
兩造ノ費用ヲ要スル、亦許多ナルニ至ル等ノ弊
害ナキ能ハスト雖モ、解勸法ニ於テハ、是等ノ患
自ラ生セス、且、兩造相和熟シテ、互相ノ權利ヲ回
復スルニ至リ、及、法院ノ費用モ、亦甚タ許多ヲ要
セサル等ノ利アリ、

若、解勸ノ處置ヲ以テ、常法院ニ委ヌルキハ、其審
理法ニ由テ、兩造相争フ所以ノ原由、及其争論ノ
情實ヲ詳ニスルヲ得ルノ利少ナカラス、去、此利

ハ、決シテ此制度〔按〕解勸ノ處置ヲ以テ、常法
院ニ委ヌルノ制度ヲ云、固

有セル害ニ勝ツ能ハス、何者別ニ專ラ解勸ヲ掌
ルヘキ法士ヲ置テ、其事ニ従ハシムルキハ、前條
ニ論シタルカ如キ、數弊害生スルトナレト雖モ、
若、此制度ヲ用フルキハ、數弊害過半生ス可ケレ
バナリ、○若、法院審理ヲ以テ、解勸ノ處分ヲ施ス
キハ、勢自ラ兩造和熟シ難キニ至リ、加之、其審理
ノ時間ニ於テ互相ノ忿懣愈積重シ、且、費用愈増
加スルニ隨テ、互ヒニ和熟スルノ心愈減シ、却テ
愈相争ハントスルノ情ヲ増スニ至ル、但、時アリ
テ審理ノ時日甚久シキキハ、兩造相抗スルノ氣

力倦怠疲老シテ、遂ニ其爭論ヲ止ムルニ至ル
 アリ、是即互相ノ倦怠ニ由テ、其論ヲ止ムル者ニ
 シテ、決シテ之ヲ以テ真ノ和熟ト為ス可ラス、○
 法士ノ本務ハ、決シテ解勸ノ處置ヲ施スニアラ
 ス、唯法ノ當否ニ由テ、之ヲ判定スルニ在リ、是故
 ニ法士若シ務メテ解勸ヲ施サント欲スルキハ、兩
 造遂ニ法院ノ實ニ正義公直ノ旨ヲ守ルヤ否ヲ
 疑フニ至ルハ、必然ナリ、
 是ヲ以テ別ニ解勸法士スリヒテ、ルナル者ヲ設
 置シテ、專ラ解勸ニ從事セシム、而シテ此法士ハ、

兩造ノ中ニ立テ、法ニ由テ判定スルヲナシ、唯專
 ラ兩造ヲ解勸スルヲ掌ルハ、凡、此法士ハ、初メ
 佛國ニ於テ設置シ、其後殊ニ瑞士并ニ獨乙數國
 及、葡萄牙ニ於テモ、亦皆此官ヲ設置セリ、去、モ猶
 其制度ヲ改革スルヲ緊要ナリ、凡、今時ノ制、如
 ク、法院ノ下等ニ列シテ、俸祿ヲ受ケル官吏ニ、此
 職掌ヲ與フルキハ、未タ全ク其務メヲ盡スニ足
 ラス、是故ニ民間ニ在リテ、能ク人情世態ニ老練
 スル者、若クハ門閥卓越スルカ為ニ、大ニ一般ノ
 尊崇信仰ヲ受ケ、而テ自ラ真ノ官吏タルヲ欲セ

ス、唯好テ解勸等ノ一ヲ自任スル徒ニ、此職掌ヲ
 托スレハ、其功績頗ル大ナル可シ、○方今ノ貴族
 ト雖モ若解勸法士ノ職ヲ托シ、其意見ニ從テ、自
 由ニ其事ニ從ハシムレハ大ニ民情ニ適應スル
 處分ヲ為スニ足ル可シ、
 〔第四〕私法法士〔按〕又訴訟法ノ編制ハ、各國各世皆
 相異ナリ、亞細亞各國ノ如キ、君主檀制ノ國〔按〕テス
セルト、ニ於テハ、皆專任法士ノ制
ヒテ、ル、〔按〕專ラ
一人ノ法士ニ全ク用テ、而テ此法士ハ、君主一代
ノリテ、司法之全權ヲ掌握スル者ナリ、凡、此制ハ、

一人ノ法士全權ヲ掌握スルカ故ニ、能ク神速ニ
 諸般ノ争訟ヲ判決スルカ利アリ、其權甚強
 大ニ至リ易キカ故ニ、動モスレバ、司法ノ本意ニ
 戾リ、私意ヲ挿シ、遂ニ正義公直ノ旨ヲ害スルニ
 至ルノ恐レ少カラス、是ヲ以テ、自由ノ權ヲ貴重
 スル歐羅巴各國ニ於テハ、多クハ此制ヲ廢止セ
 リ、但、儘之ヲ用フル國アルニ、甚罕ニ用フルヲ許
 シ、且、大ニ其權ヲ限制スルノ規律ヲ立テタリ、
 歐羅巴大地各國ニ於テハ、第十五世期以來、專ラ
 合議法士ノ制ヲ行ハレ、數頁ノ法士、相

共ニ法ヲ施用シ、併セテ判定ヲ掌ルコトナレリ、
但其人負ノ多少ハ、各國古今ノ沿革及方今ノ情
實ニ由テ、相同シカラズ、而テ其授任ニ至リテハ、
君主國ニ於テハ、國家元首之ヲ選任シ、民主國ニ
於テハ、同僚モ亦之ヲ選舉ス、（按）民主國ト雖モ、統
領等ノ選任ニ出ル
者多
○或ハ獨、法學者ノミヲ舉テ、法士ト為ス國
アリ或ハ法學者ノ外ニ、猶未々曾テ法學ヲ研究
セサル貴族、都人、及農民ヲモ共ニ、法士ニ選任ス
ル國アリ、而テ是等ノ諸法士モ亦通例真ニ法官
ニ列ス、（按）法士全體ニ對シテ、掌ルコトナレリ、

此合議法士ノ制ヲ以テ、專任法士ノ制ト比較ス
ルキハ、合議法士ノ制、遠ク專任法士ノ制ニ優ル
ヲ知ル可シ、何者、合議法士ノ制ヲ用ルキハ、各負
互ヒニ其處分ノ善惡可否ヲ監視シ、且互ヒニ自
己ノ所見ヲ述告シテ、相補助スルカ故ニ、自ラ其
處分ニ私意ヲ挿ムカ如キ患ナク、皆偏ニ法ヲ遵
守スルニ至リ、是故ニ兩造モ亦全ク其處分ヲ信
シテ、決シテ疑ハサルノ大利アレハナリ、其他各
負法學ノ研究、并ニ日常相共ニスル所ノ奉務ニ
由テ、互ヒニ相匡翼佐佑セント欲スルノ情、益深

厚トナルハ、敢テ疑フ可ラサル所ナリ、○近今歐
羅巴各國ノ法士ハ、皆自ラ法官タル職掌ノ甚々
尊貴ナルヲ知ルカ故ニ、敬テ自重スルノ心アラ
サルハナシ、是ヲ以テ皆能ク正善ノ道ヲ守リテ、
敢テ之ニ背カント欲スル者殆ト希ナリ、蓋此自
重ノ心ハ、從來ノ遺物ナリ、宜シク心ヲ用ヒテ、永
ク之ヲ保全ス可シ、
合議法士ヲ置クノ制ト、專任法士ヲ置クノ制ト、
其優劣此ノ如シト雖、合議法士ノ制ニモ亦數
弊害ノ加ハルヲ免レズ、故ニ大ニ此制ヲ改革ス

ルニアラサレハ、其弊殆ト除去ス可シ、凡司法
ニ於テ、判定ト、真リ司法（按法ノ施ナリ、素ト相殊
ナル職掌ナレハ、宜シク各殊ノ人品アリテ、各個
ニ從事ス可キカ如クナルニ、方今ハ此理ニ由ラ
ス、異殊ノ二職掌ヲ把テ、同一ノ人品ニ委託ス、元
來真ノ司法ハ、實ニ國家制馭權ノ一ナルヲ以テ、
必、官吏ノ掌ルヲ當然ナリト雖モ、判定ノ一ニ至
テハ、決シテ國家ノ權柄ニ屬スル者ニアラサレ
ハ、私人ニ委託スルモ妨ナシ、然ルヲ尚、二個ノ職
掌共ニ、必、一個ノ官司ニ委ヌルカ故ニ、司法者（按

ニ司法ト云フハ、右二個ノ職ヲ合指スルナリ、○若ク唯法學者ノミヲ以テ、此ニアラサルハナシ、
二個ノ職掌ヲ兼攝セル合議法士ヲ設クルキハ、法士タル者動モスレハ、唯學問上ノ理ニ泥ミ、以テ法ヲ論スルカ故ニ、民人容易ニ之ヲ了解スル能ハス、且法學者流ハ、日々變遷スル所ノ情態世故ノ景況中ニ、法ノ淵源トナルヘキ實境アルヲ悟リ得サル者多キヲ以テ、其處分、全ク實際ノ景況ト合スル能ハサルハ、害アリ、
按法士ハ偏ニ法ヲ盡スヘキ者ニシテ、決シテ今日ノ景況ニ應テ、其職ヲ盡スヘキ者ニシテ、決シテ今日ノ景況ニ應テ、
前數卷ニ於テ、屢論スルカ如レ、去ル今日ノ景況ヲ洞察スルオカアラサルハ、動モスレハ、大ニ其審理ヲ誤ルノ恐レ少カラス、故ニ又若ク法士ヲシテ、民人一般ニ辨識ニ易キ處分ヲ為サシメント欲シテ、法學者ト、及未ダ曾テ法學ヲ知ラサル者トヲ混合シテ、合議法士ヲ設クルハ、徒ラニ有名無實ニ陥リ、絶ヘテ其功績ヲ見ス、加之、不學ノ法士ハ、自己ノ技能、遠ク法學ニ熟達セル法士ニ及ハサルヲ愧ツルカ故、徒ラニ之ヲ模擬スルノミナラズ、務テ體裁上ニ於テ、其右ニ出シテ求ルニ至ルノ弊アリ、總テ此ノ如ク其任ニ適セサル者ヲ擧テ、法

テ、屢論スルカ如レ、去ル今日ノ景況ヲ洞察スルオカアラサルハ、動モスレハ、大ニ其審理ヲ誤ルノ恐レ少カラス、故ニ又若ク法士ヲシテ、民人一般ニ辨識ニ易キ處分ヲ為サシメント欲シテ、法學者ト、及未ダ曾テ法學ヲ知ラサル者トヲ混合シテ、合議法士ヲ設クルハ、徒ラニ有名無實ニ陥リ、絶ヘテ其功績ヲ見ス、加之、不學ノ法士ハ、自己ノ技能、遠ク法學ニ熟達セル法士ニ及ハサルヲ愧ツルカ故、徒ラニ之ヲ模擬スルノミナラズ、務テ體裁上ニ於テ、其右ニ出シテ求ルニ至ルノ弊アリ、總テ此ノ如ク其任ニ適セサル者ヲ擧テ、法

士ト為スルハ、實法ニ益ナキノミナラス、恐
クハ之ヲ害スル少カラス、○且、此ノ如ク唯官吏
ノミヲ合シテ、合議法士ヲ設クルルハ、遂ニ法士
ノ辞却人、若クサチオシテ、受クルル法士ニ疑フ所
アルハ、其判定ヲ辞却シテ、更ニ他ヲ為ス、自
ラ行レ難ク、且、大ニ限制セラル、勢ニ陷ルナリ、
〔按〕判定者皆官吏ナルハ、其威權自ラ威強ナル
カ故ニ、民人縱令疑フ所アルモ、之ヲ辞却スル能
ルハサルニ至、且、私法事務ノ要則トスルハ、素ト西
造ノ信仰ヲ兼得タル者ニアラサレハ、決シテ判
定セシム可ラサルノ規律ナルニ、〔羅馬國ニテハ、

最モ此規律ヲ貴重レタリ、〕法士辞却ノ法行ハレ
難キハ、此規律モ亦、自ラ全キヲ得サルニ至ル
可シ、○其他合議法士ヲ設クルルハ、官吏ノ人負
甚、許多ヲ要シ、司法ノ職掌適度ヲ失シ、法士ノ俸
給、其品位ニ應シテ十分ヲ與フルト難ク、及、國家
ノ費用ハ、頗、巨大トナル等ノ數患アリ
〔第五〕前條論スルカ如キ理アルヲ以テ、古時司法
ニ就テ、良好ノ制度ヲ設立スルトニ練熟セシ國
ニ於テハ、右司法ノ職掌ヲ區分セシ、〔按〕判定ト、真
區分ト、外ニ、猶之ニ從事スヘキ人品ヲモ、區分シ

タリキ、而テ仍今時ニ於テモ、稍此區分ヲ存スル
國アリ、宜シク注意スヘキ所ナリ、

〔甲〕古時羅馬ニ於テハ、審理ヲ二分シ、而テ其一ハ

法ヲ施用スル務トシテ、之ヲ國民ノ選擇セルマ

ギストラトト〔按〕長官ト云ニ委子、其二ハ判定ス

ル務トシテ、之ヲマギストラトヨリ判定ノ任

ヲ受ケタル判定者ニ托シタリ、但、此判定者ハ、私

人ニシテ、官吏ニ列スル者ニハアラザリキ、○マ

ギストラトトハ、唯一人ニシテ、其威權頗ル強大

ナリキ、但、又此威權ヲ限制シテ、其專恣ニ至ルヲ

防止セシ者數種アリ、即、道義ノ心、從來ノ教令、在

職年限ノ短小、及、審理ノ區分等是ナリ、又判定者

モ通例ハ一人ナリシカ、儘數負ヲ置キシト〔按〕百人餘ノ

リ、加之、センツムヒラールゲリヒト〔按〕百人餘ノ

法院ニ於テハ、頗ル許多ノ判定者ヲ置テ、合議セ

シノタリ、○マギストラトハ、法問レヒツラ

處分ニハ、何ノ法ヲ施用シテ可ク判決スルノ務

ヲ負ヒ、又ユデキス〔按〕即判定者ハ事問ラ〔按〕

事ノ虚實顛末等ヲ判決スルノ務ヲ負ヘリト云

フ説ハ、甚當ラス、ユデキスハ、帝ニ審理ニ由テ、事

ノ虚實及顛末等ヲ探索シテ之ヲ證スルノ務ヲ
 負フノミニ止マラス、猶且法問ヲモ判決シテ、其
 當ルヘキ法ヲ示定スルノ務ヲ負フタリキ、○但
 マギストラト、及ユデキス等モ、殆判定スル能
 ハサル難件アルニ方リテハ、法學者ノ論ヲ聽テ、
 處分スルヲアリキ、蓋マギストラトユデキス
 共ニ必シモ法學ニ練熟セル者ニアラサルヲ以
 テナリ、去レ氏法學者ノ論ヲ聽クハ、必之ニ由
 テ、處決セサル可ラスト云フノ制度ハ、絶ヘテア
 ラサリキ、但又マギストラトハ、預メ教令ヲ以

テ法ヲ施用スル所以ノ原則ヲ公告シ、而テ判定
 者現ニ判定ヲ為ス毎ニ必之ニ適應セル規律及
 判定者ノ權ヲ限定スルニ足ルヘキ規律ヲ諭示
 シ、以テ之ヲ遵守セシメタリ、
 羅馬ニテハ數百年間、プレトール（按即マギスト
 ノ官止一人ニテ、萬般ノ審理ヲ總掌スルニ足リ
 シハ、全ク斯ノ如ク、司法ノ事務ヲ二分セシニ由
 テナリ、而テ方今之ニ類スル者ハ、唯英國司法ノ
 態勢ノミ、蓋此國ニ於テハ上等法士十二人ニシ
 テ、全國ノ審理ヲ掌ルニ足レハナリ、

但羅馬ノ法ヲ取テ之ヲ今時ニ用ヒント欲スル
 モ、決シテ其益アル可ラス、今時ノ如ク法學開明
 セル世ニ方テハ、法ヲ施用スル所ノマギストラ
 ートトナル者ハ、必^ス自ラ法學ニ熟達セサル可ラ
 ス、何者、審理ノ事務ヲ開始スル時ニ於テ、自ラ其
 規律ヲ示スノミヲ以テ足レリトス可ラス、必^ス審
 理終決ノ時ニ至ル迄、終始之ヲ總管スルヲ緊要
 トナス、方今ノ世マギストラート及判定者等、縱
 令、法學者ニ依頼シテ、親切ナル補助ヲ假ラント
 欲スルモ、恐ラクハ、益ナカル可ト、昔ノ如ク

〔乙〕中古田耳曼ニ於テモ、亦法士ト判定者トヲ分
 夫而テ法士ハ司法ノ長官ニシテ、審理ヲ總管ス
 ル者トナシ、判定者ハ、唯私人ニシテ、兩造ノ伴侶
 タル者ニ過キサラフ以テ、唯專ラ判定ヲ掌リ、及
 法士ノ顧問ニ備ハル者トナセリ、○此國ニ於テ
 モ、法問ヲ判定スルノ務ト、事問ヲ判定スル務ト
 フ以テ、區分スルヲナク、必^ス此兩個ノ事ヲ、共ニ判
 定スルノ規律ナリキ、故ニ法問ノ判定モ亦、判定
 者ノ兼掌スル所ナリキ、○法士ノ威權ニ至テハ、
 羅馬ノマギストラートニ比スレハ、甚^ク微弱ナリ

キ、法士ハ決シテ司法ノ章程規律ヲ示令スルノ
 權ナク、唯形貌ニ於テ、審理ヲ總管スルト、及判定
 者ヲ顧問ニ用フルノ權アルノミ、而テ法士或ハ
 判定者ニ顧問スルヲアル片ハ、判定者ハ、自己ノ
 識得ニ由テ、乃チ法ナリト思惟スル所ヲ、自由ニ
 演述シタリキ、且、判定者ノ各負、互ニ障礙セラル
 ルヲ防クカ為、ニ皆相離レ、自由ニ判定センコトヲ
 務メ、儘其職掌ノ區域ヲ踰ヘテ進出シ、而テ遂ニ
 法士スラ為レ能ハサルコトヲモ、縦ニ之ヲ為シタ
 リキ、○但此國ニ於テモ亦羅馬ノ制ノ如ク、國民

タル者、判定ノ務ヲ以テ、司法ニ關スルハ、國民當
 然ノ義務ナリキ、去レ殊ニ貴族豪富等、此務ヲ負
 フコト常ニシテ、羅馬ニテハ、貴族ノミ、此義務ヲ負
 ヒ、日耳曼ニテハ、兩造ト門地同等ナル者、此務ヲ
 負フヲ貴ヒ、多クハ平民ヲ擧ケテ、之ニ充テタリ、
 〔按〕蓋平民中ノ豪富ナル者歟、
 〔丙〕英國ニ於テハ、訴訟ノ審理ニモ、亦擔士（按）
 先、擔士ト云、其職掌ハ下文ニ詳ナリ、故ニ
 法アリテ、必ス官吏ナル法士ト、私人ナル擔士トヲ
 區分スルコト、羅馬、日耳曼ニ同シ、而テ北亞米利加

ニ於テモ、復徧ク此擔士ヲ用フ、初英國誓士ヲ用
 フルノ法ヲ立ツルヤ、往古日耳曼ノ司法制度ニ
 倣ヒシカモ、英國亦自ラ、夙ニ此法ヲ完全セリ、○
 但、今時ハ止^タ審理ヲ總管スルノ務、ノミナラス、其
 他法ヲ明示シ、及之ヲ守護スル等、即真ニ法學ニ
 係レルヲハ、全ク法士ノ特掌スル所ナリ、蓋此制
 タルヤ、知識、學業、及地位ニ於テ、實ニ司法ノ權ヲ
 掌握スルニ足ルヘキ者ニ、此權ヲ委託スル者ナ
 レハ、實ニ今時ノ開明、及正義公直ノ本旨ニ適セ
 ル者ナリ、

歐洲大地各國ノ法ニ於テハ、擔士ヲ以テ、法士ヨ
 リモ更ニ緊要ノ者トナス、常ナレバ、英國ニ於
 テハ然ラス、此國ノ法士ハ、全ク審理ノ權ヲ總持
 シテ、常ニ擔士ヲ管スルカ故ニ、其權カタルヤ、擔
 士ノ審理ニ関スル權カヨリモ、更ニ強大ナリ、凡
 法士ノ負數ハ、甚僅々ニシテ、且、其職高貴ナルヲ
 以テ、嘗テア^レンワルト〔按〕兩造ニ代ハリノ職ニ
 在リテ、持ニ訴訟ノ術ニ練熟シ、以テ拔衆ノ名ヲ
 得タル法學者ノミ、獨能ク法士ノ官ニ附ルヲ得
 可シ、○擔士法院〔按〕誓士ニハ、法士唯一

人アリテ、其務ヲ管ス、但シ全ク誓士ノ補助ヲ假
 ラサルニハアラス、去、凡數法院ノ法士復兼テ登
 訴法院ノ判定ニ服セサルキ、更ニ告訴スル所ノ
 法院ヲノ法士タルカ故ニ、皆相結テ全ク離ル、
 一ナク、互ニ其練磨スル所ヲ傳ヘ、及其判定セシ
 所ヲ示スヲ得、是以テ英ノ全國ニ於テ司法ノ
 規律全ク一致シテ、決シテ相矛盾スルノ患アラ
 サルナリ、○英國ノ憲法ニ於テ、各縣ガ法士ラノ
 法士、其縣ニ生シ、若クハ其縣ニ住スル者ヲ舉
 之ニ任セ、必、他縣人ヲ撰任シ、以テ縣内ノ

誓士法院ヲ管セシムル法則ナリ、斯クテ法士ナ
 ル者ハ、時々縣ノ法院ニ赴イテ、其務ニ従事シ、以
 テ國家ノ正義公直ノ旨ヲ守護スル者ナルヲ以
 テ、固ヨリ尊嚴ナル國威ヲ帶ヒ、高博ナル知識ヲ
 備ヘ、且、公正ナル心思ヲ存ス、故ニ誓士及、兩造共
 ニ、能ク法士ヲ尊敬信仰シテ、其指令ヲ遵奉スル
 ナリ、
 法院ノ長官ナル法士、全ク法學ニ係レル大權力
 ヲ握ル、既ニ前條ニ論スルカ如シ、去、凡必、兩造
 卜門地品等相同シウシテ、且、平常衆人ニ依頼セ

ラル、才識アル者ノ議論ヲ聽カサレハ、決レテ
 兩造ニ係レルコトヲ判定セサルノ法ヲ立ツルカ
 為ニ、擔士ナル者ヲ設ケ、而テ時々之ヲ民間ヨリ
 交換セシメ、以テ判定ノコトヲ掌ラシム、是故ニ縱
 令、法士ノ權力甚、強大ナリト云フ、之ニ由リ決
 シテ弊害ノ生スルコトナシ、但、又擔士ナル者、或ハ
 偏頗ノ判定ヲ為スノ恐、少カラサルカ如シト雖
 モ、此擔士ハ素時々民間ヨリ舉任シテ、交換セシ
 ム、其ノ制アルト、及、兩造ニ警士ニ全負、若クハ其
 中ニ一人ヲ却却スルヲ得セシム、然レハ法、數種アル

ルカ故ニ、其判定ノ公平ナルハ、却テ定任セル合
 議法士ノ判定ニ於ケルヨリモ、更ニ確切ナリ、○
 或ハ又擔士ノ力、實ニ爭論ノ情實ヲ詳悉シテ、之
 ヲ判定スルニ堪ヘサルノ恐、ナキニシモアラス、
 去レテ擔士ナル者ハ、能ク世事ニ練磨シ、且、法士其
 上ニ在リテ之ヲ管シテ、全ク擔士ニ任セサルカ
 故ニ、決レテ此ノ如キ恐アル可ラス、而テ若、別個
 ノ事ニ付テ、能ク通曉暗練セル者ヲ要スルコトアル
 ルキハ、別ニ特選擔士スベシナリ、○
 其判定ヲ任ス、○英國ノ法學ハ、從來外貌ノ體

裁ニ拘泥スルノ弊アルヲ免レスト雖モ其司法
 事務ニ至リテハ、能ク民情ニ適シテ、下民モ亦能
 ク其理ヲ解スルヲ得ルハ、蓋シ擔士アリテ、此事務
 ニ關スルニ由ルナリ、然ルニ他各國ニ於テ、近今
 大ニ外貳ノ體裁ヲ減除セシカモ、此事決シテ誓
 士ヲ用フルノ制ヲ立テシヨリ起リシニハアラ
 ス、○英國人ハ、擔士ヲ以テ、大ニ英國司法ノ榮譽
 ヲ示スニ足ルトナシ、且、私人ノ自由、及、私法ヲ保
 守スルカ為ニ、實ニ堅牢ナル支柱ト為ス、而シテ此
 擔士ハ、決シテ法士ノ位ニ列スル者ニアラス、又

常ニ其任ニ在ル者ニアラス、必、時ニ臨ミ舉ケラ
 レテ、其任ヲ受タル者ナリ、故ニ平時ハ唯民間ノ
 一私人ニシテ、私事ヲ營作スルニ過キサレノミ、
 又其舉任ニ當ル時ト雖モ、唯事問ヲ判定スルノ
 職掌アルノミニシテ、法問ヲ判定スルノ職掌ナ
 シ、蓋シ是等ノ制ハ、中古日耳曼ノ擔士制度ト、全ク
 相異ナル所ナリ、
 獨シニテハ、今尚擔士ヲ用フル制度ノ不可ナル
 所以ヲ論スル者アリ、其論ニ據レハ、嘗テ羅馬及
 日耳曼ノ法學ヲ研究セシ者ニアラサレハ、決シ

テ獨乙ノ私法ヲ了解スル能ハサルカ故ニ、私法事務ニ於テ、民間ヨリ舉任セル擔士ヲ用フルハ、不可ナリト云ヘリ、但、綴令此論ヲ以テ、實ニ理ニ當レリトスルモ、英國ノ法、如ク、事問ヲ判定スルノ務ト、法問ヲ判定スルノ務トヲ以テ、判シテ兩件トナシ、法問ハ決シテ擔士ノ判定ニ任セス、必ス法學ニ熟達セル法士ノ判定ニ任スルノ法ヲ用フレハ、決シテ不可ナルヲナカル可シ、○且、英國、及、北亞米利加ニ於テ、法士タル者、其固有ノ法ノ由テ生シタル淵源ヲ究極シ、且、甚、錯雜紛亂セ

ル現立法ヲ洞貫詳悉セント欲スルハ、獨乙ニテ尋常ノ羅馬法、獨乙法、及、獨乙各國ノ法ヲ通知セント欲スルヨリモ、更ニ難事ナル可シ、〔按〕英法ハニ出ル者多キカ故ニ、其事理、故テ商議載定セ_ル者、如ク、分明ナラス、故ニ之ヲ講求スル、亦、難シ、然ルニ、獨乙ノ法ハ、專ラ商議載定セ_ル者多キカ故ニ、其事理、自ラ分明ナリ、故ニ之ヲ講求スル、亦、自ラ易シ、然ルニ、英亞ノ誓士判定ヲ為スニ堪ハサルカ為ニ、法士司法ノ務ヲ盡ス能ハサリシヲハ、未曾テ聞カサル所ナリ、

〔丁〕獨乙ノ一二國ニ於テハ、別ニ高法院ハ、ンゲリルト接商法ヲ司ル法院ナリ、但、俗言、商業ヲ指テ商法ト云ス、甚、誤レリ、商法ハ、商業ニ關スル法ナリ、

ヲ設立シ、法學者一人ヲ以テ、其法院ノ主長トシテ、審理ヲ總管セシメ、而テ之ニ商賈數員ヲ附屬シテ、共ニ判定ヲ掌ラシムルノ新法ヲ定制シタリ、^カ斯法學ニ熟達シテ、國家ノ官吏トナレル法士一員ト、衆中ニ拔カレテ、民官トナレル商賈數員ヲ合シテ、共ニ事ヲ掌ラシムルノ法ハ實ニ法學ヲシテ、能ク實際ニ利アラシメ、且、法ト民情ト、能ク相一致セシムルニ足ルト云フ可シ、後世恐ラクハ他ノ審理事務ニ於テモ、亦此ノ如キ制度ヲ用ヅルニ至ル可シ、^按真ノ法學士ト、其事一老練セル者ト合シテ、判定

度ヲ任スル制

〔第六〕羅馬ノ古法、及、獨乙ノ古法共ニ、訴訟審理ニ於テ、^{シテ}覆治ヲ為スカ為ニ、數等ノ法院ヲ置クノ法ハ、曾テアラサリキ、然ルニ近令ニ至リテハ、高等ノ登訴法院ニ於テ、兩造ノ爭論ヲ數回覆治スルノ法ヲ立テ、之ヲ以テ法院ノ擅判ヲ防クノ良法ト為ス、既ニ獨乙ニ於テハ三等ノ法院ヲ設ケ、覆治ヲ許スノ法ヲ撰定セリ、古時獨乙帝國ニ於テ、帝國法院^{グライヒト}ナル者アリ、又其各小國ニモ、上下二等ノ法院アリテ、合シテ三等ノ法院相關

スルノ法アリシヨリ、今時復、遂ニ三等ノ法院ヲ
 設置スルトナレリ、而テ彼、審理ニ於テ、筆述ノ
 法〔按〕前ニ用フルノ制アルハ、縦令ニ至ラサル
 院ヲ置クモ、其弊害自ラ亦顯然タルニ至ラサル
 可シ、去レ、縦令、筆述ノ法ヲ用ユト云フ、決シテ
 其弊害ヲ全除スル能ハサル可シ、况レテ口述ノ
 法ヲ用フルニ於テハ、全ク三等法院ヲ置クノ制
 ヲ改メサル可ラサル、固ヨリ論ヲ俟タス、〔按〕本文
 法云々、余未、其理ヲ解ス、〔按〕古、其、
 然ルニ上下二等ノ法院ヲ置クノ制度ハ、三等法

院ノ制度ニ優レテ遠クシテ、實ニ司法事務ノ正
 善ヲ保存スル、一良制ト稱ス可シ、凡、初等法院〔按〕
 等法院ヲ云、初、下等ニ於テ判定ス、〔按〕於テ、未、熟、練
 ルカ故ニ之ヲ初等ト云フナリ、
 セサル徒ノ判定ヤレテ、高等ノ法院ニ於テ、練
 熟セル徒、更ニ覆治スルノ制アルハ、其判定ノ
 當ヲ得タル所以、益、明亮タルカ故ニ、止、〔按〕西造ラレ
 テ、大ニ司法事務ノ正善ナルヲ信セシムルノ益
 アルノミナラス、下等法士モ亦判定ヲ為スニ臨
 ミ、大ニ敬思ヲ加ヘ、決シテ專横粗暴ノ處分ヲ為
 サバルノ益アリ、然ルニ、若、此制アラサルハ、下

等法士モ亦司法ノ全權ヲ握ルカ故ニ動モスレ
 ハ不正ノ事ヲ為スニ陥ルハ必然ナリ○但國ノ
 版圖甚廣大ナルハ一個ノ上等法院焉ニソ能
 ク萬般ノ登訴ヲ總判スルニ堪ユヘケンヤ故ニ
 此ノ如キ國ニ於テハ必別ニカサチオンスホフ
 或ハオーベルホフ〔按〕共ニ登訴ヲ設置シ以テ
 法ノ一致及司法規律ノ一致ヲ保護ス〔按〕全國ノ
 規律ヲ悉皆一致セシムルヲ云フカサチオンスホ
 フナル者ハ元來佛國ニ於テ創メテ設立セシ者
 ニシテ他法院ニテ判定セシ所ノ法ニ當ラサル

所以ヲ登訴スル者アルニ臨ミ持ニ其訟ヲ聽ク
 フ掌ル者ナリ故ニ其職掌大約獨乙ノオーベル
 ホフノ職掌ト相同シ但又相異ナル所アリ即カ
 サチオンスホフハ他法院ノ審理若其規律ニ背
 キ或ハ判定偶其法ニ背クハ併ニ皆ナ之ヲ廢
 シ而テ同法院ニ命シテ更ニ覆治ヲ施サシムル
 フ掌ルト雖モオーベルホフハ否ラス他法院ノ
 判定ヲ全廢マルヲナク唯務テ之ヲ改正スルヲ
 掌ル者ナリ
 訴訟審理ニ於テモ亦摺士ヲ用フル法ヲ立テシ

國ニ於テハ、登訴ヲ為スノ規律、大ニ限制スル所
 アリ、就中唯法問ノ判定ニ就テ、登訴ヲ許スノミ
 ニシテ、事問ノ判定ニ就テハ、之ヲ許サス、故ニ此
 法アル國ニ於テハ、僅ニ一ノ上等法院アレハ、諸
 般ノ登訴ヲ總判スルニ足ル可シ、此事即、英國ヲ
 以テ證ト為ス可シ、

大井潤一 校

國法汎論卷之八上終

